サクっと小技　洗濯物を部屋干しするときはなるべく部屋の中央に干し、洗濯物同士の間隔は拳1個分以上あけて、扇風機の風を当てると早く乾きます。

税の基礎知識

税制改正特集

セルフメディケーション税制

特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき(医療費控除の特例)

1　セルフメディケーション税制の概要

今年(平成29年)の1月からセルフメディケーション税制がスタートしました。健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。

2　セルフメディケーション税制の適用を受けるための要件

(1)適用を受けられる納税者

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に「一定の取組」を行っている個人です。

「一定の取組」の主な例

- 保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- 予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)
- 勤務先で実施する定期健康診断(事業主検診)
- 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※この控除を受ける申告者が「一定の取組」を行っていればよく、実技金額が「一定の取組」を行う必要はありません。なお、申告者以外の家族が「一定の取組」を行っていて、申告者が「一定の取組」を行っていない場合には控除を受けることはできません。

(2)特定一般用医薬品等購入費の範囲

特定一般用医薬品等購入費とは、「スイッチOTC医薬品」の購入費用をいいます。スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載があります。

なお、一部の対象医薬品には、パッケージに認識マークが掲載されています。

認識マーク

セルフメディケーション 税 控除対象

3　控除額の計算方法

実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金などで補てんされる部分を除く)から1万2千円を差し引いた金額(最高8万8千円)です。

課税所得400万円の方が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合

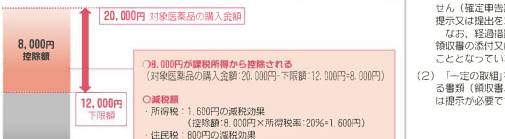

現行の医療費控除との比較

現行の医療費控除	セルフメディケーション税制
控除額:支払った医療費の額−10万円(又は所得金額の5%の少ない方の金額)	控除額:対象医薬品の購入費用−1万2千円
上限額:200万円	上限額:88,000円

どちらか一方の選択適用

医療費が10万円(総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額)以下の場合は、セルフメディケーション税制しか選択できません。

医療費が10万円超で、対象医薬品の購入金額が1万2千円以下の場合は、医療費控除しか選択できません。

年間の医療費が10万円超かつ、対象医薬品の購入金額が1万2千円超の場合

例1　年間12万円の医療費の内訳が、対象医薬品2万円、その他の医療費10万円の場合

セルフメディケーション税制:2万円−1万2千円=控除額8千円
現行の医療費控除:12万円−10万円=控除額2万円

➡ **現行の医療費控除のほうが有利**

例2　年間12万円の医療費の内訳が、対象医薬品6万円、その他の医療費6万円の場合

セルフメディケーション税制:6万円−1万2千円=控除額4万8千円
現行の医療費控除:12万円−10万円=控除額2万円

➡ **セルフメディケーション税制のほうが有利**

4　セルフメディケーション税制の適用を受けるための手続き

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

(1)　セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、**医薬品購入の明細書**を確定申告書の提出の際に添付しなければなりません。(確定申告期限から5年間、領収書の提示又は提出を求められることがあります。

なお、経過措置として平成31年分までは、領収書の添付又は提示による適用もできることとなっています。

(2)　「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類(領収書、結果通知書等)の添付又は提示が必要です。

【セルフメディケーション税制を適用するに当たっての留意事項】

- 任意に受診した健康診査(金額自己負担)は、「一定の取組」に含まれないこととされています。ただし、インフルエンザの予防接種は全額自己負担であっても、「一定の取組」とされます。
- 市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診断は、「一定の取組」に含まれません。

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。　小田原税務署(税についての相談窓口)TEL 0465-35-4511(自動音声によりご案内)

県税事務所からのお知らせ　事業主の皆様へ
個人住民税の特別徴収について

従業員の方の個人住民税(市町村民税と県民税)は、事業主の方が毎月の給料のお支払いの際に、所得税と同じように給料から差し引いて徴収(特別徴収)し、市町村へ納付していただくことになっています。

なお、昨年度からは、要件に該当する全ての事業者を特別徴収義務者として指定させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いします。

税額計算や年末調整は不要です

所得税の源泉徴収とは異なり、給料から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって、所得税のような税額計算や年末調整は必要ありません。

従業員の方の負担が少なくてすみます

この制度は、従業員の方が金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができます。また、普通徴収(従業員の方がご自分で納付する方法)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割されますので、1回当たりの負担が少なくてすみます。

手続きの詳細については

従業員の方がお住まいの市町村の住民税(特別徴収)担当課までお問い合せください。

◇問い合わせ先
小田原県税事務所
事業税課
TEL 0465-32-8000㈹

今年も クールビズを実施！

期間 5月1日〜10月31日

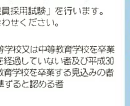

CoolBiz　皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

小田原税務署からのお知らせ　平成29年度 税務職員採用試験のお知らせ

Pride of the Specialist〜公平な世の中を創る、志〜
適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、下記のとおり「平成29年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇受験資格　1　平成29年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成30年3月末までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
2　人事院が上記1に掌握する者に準ずると認める者

◇申込手続　1　申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
http://www.jinji.go.jp/saiyo/90_jp/index.html
2　受付期間
平成29年6月19日(月)〜平成29年6月28日(水)【受付有効】
3　受験案内文書請求
平成29年5月9日(火)〜平成29年6月28日(水)
(時間帯17時(土曜日及び日曜日を除く。)
4　受験案内文書請求先
東京国税局又は各税務署(もしくは人事院各地方事務局(所))
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html

◇試験日　第1次試験　平成29年6月3日(日)
第2次試験　平成29年10月11日(水)〜平成29年10月20日(金)のうち指定された日時

◇問合せ先　小田原税務署総務課(TEL0465-35-4511　内線203)

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

◎国民健康保険料(税)の納期限
【第1期分】小田原市:南足柄市・湯河原町・箱根町:湯河原町……6月30日(金)
【第2期分】中井町:松田町……6月30日(金)
【第3期分】真鶴町……6月30日(金)

◎介護保険料の納期限
【6月分】小田原市……6月30日(金)
【第1期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……6月30日(金)
【第3期分】真鶴町……6月30日(金)

◎市県民税・町県民税
【第1期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……6月30日(金)

※所得税の予定納税額の通知……通知期限:6月15日(木)

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定 無料相談

要ご予約

問合せ 24-2612

弁護士の **法律** 相談会 10時〜12時
6月16日(金)
7月4日(火)
7月21日(金)

弁護士の **相続** 相談会 10時〜12時
6月21日(水)
7月19日(水)

税理士の **税** 相談会 14時〜16時
6月15日(木)
7月20日(木)

社労士の **年金** 相談会 10時〜12時
7月11日(火)
8月8日(火)

不動産コンサルタントの **不動産** 相談会 10時〜12時
6月22日(木)
7月27日(木)

日本政策金融公庫の **融資** 相談会 10時〜12時
8月2日(水)
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの **経営** 相談会 日時応談
問合せ 24-2614

ご注意　同一内容のご相談は重複してできませんので予めご了承ください。

会場・納税者センター・青色会館

編集長後記　6月のイメージはやはり「梅雨」のようですが、年中行事の「衣替え」や時の大切さを改めて感じていただくための「時の記念日」にも当た